

あわら市プログラミング講師育成業務仕様書

1 業務名

あわら市プログラミング講師育成業務

2 業務の目的

実施要領のとおり

3 履行場所

あわら市役所

4 業務の内容

次の育成講座を企画、実施すること。

- (1) 育成講座の実施に当たっては、受注者が育成講座計画(案)を作成の上、あわら市と協議し、あわら市が決定した育成講座計画に基づいて研修を実施すること。
- (2) 育成講座については、オンライン及びオフラインともに可能とするが、オンライン方式による場合は受講者が主体的に参加できるような工夫を取り入れること。※オンラインツールはzoomを使用することを前提としているが、受講者の環境に合わせて柔軟に対応すること。また、その際のミーティングID等は受注者により準備すること。
- (3) 育成講座受講者側のパソコン環境は、受講者本人が用意することとしている。

5 育成講座の内容

地域の子どもたちがプログラミングに触れる機会を作り、デジタル人材の育成や論理的な考え方を学べる環境を整備するため、プログラミングを教えることのできる講師を育成することを目的としていることから、本講座を受講者した市民が、受講後、市内においてプログラミング教室を定期的開催し、プログラミング講師として自立できるような研修内容及び工夫をすること。

また、プログラミング教室の参加者は、小学生を想定していることから、基本的なツールは「スクラッチ」又は「スクラッチジュニア」を使用すること。

育成講座の詳細は、契約締結後に受注者と協議する。

6 支援体制について

受講者がプログラミング教室の講師としてデビューする際には、必要なサポートを実施するとともに、今後の運営に向けた振り返りやフィードバックを行うこと。

7 育成時間等について

講座の時間は、全体で7時間程度(トレーニングから振り返りまで)を想定しているが、受講対象者が市民であることから、柔軟なスケジュール調整を行うこと。その他詳細なスケジュール調整については、契約締結後にあわら市と協議する。

8 受講者数

3人程度

9 成果品

- (1) プログラミング講師育成のために使用したコンテンツ
- (2) 振り返り等受講生との打合せ記録
- (3) その他市が指示したもの

10 成果品の帰属等

本業務に係る成果品に係る権利は、発注者に帰属するものとする。受注者は、当該報告書に係る著作人格権を行使しないものとする。受注者は、本業務に係る成果品等を他の用途に使用する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果品等の誤り、不備等が発見されたときは、受注者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行わなくてはならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 受注者は、講座受講者が一般市民であること（育成講座の実施時間帯や基礎知識等）を考慮し、企画・実施しなければならない。
- (2) 育成講座の実施に当たって必要な経費は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施に必要な資料等の貸与を発注者に求めることができるものとし、発注者は、貸与が可能なものについて受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料等については、受注者の責任において管理し、その取扱いに十分に注意するものとする。また、貸与された資料等は、使用後速やかに返却するものとする。
- (4) 受注者は、あわら市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務上、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 委託料の支払いは、本市の完了検査に合格した後、受注者からの請求に基づき、一括で支払うものとする。
- (7) 契約書及び本仕様書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。